

「宇多津町インターネット上の誹謗中傷等の
防止に関する条例」素案について

1. 条例の目的

インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の被害者や行為者を発生させないため、インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者の支援に関して、町の債務及び町民の責務及び町民の役割を明らかにするとともに、取組の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とします。

2. 条例素案の概要

(1) 名称

「宇多津町インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例」

(2) 各条項の規定内容

条項	内容
第1条（目的）	インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援に関して、町の責務と町民等の役割を明らかにするとともに、基本的取組を定め、これを推進する。
第2条（定義）	用語の意義
第3条（基本的理念）	プライバシー権等の基本的人権に対する町民等の理解を深め、互いに尊重し合う社会を実現することを旨とする。
第4条（町の責務）	被害者及び行為者を発生させないための施策を推進する。
第5条（町民等の役割）	自らが行為者とならないよう、インターネットリテラシーの向上に努め、被害者が置かれている状況や被害者の名誉及び生活の平穏への配慮の重要性、被害者の支援の必要性について理解を深めるよう努める。
第6条（連携協力）	町は、施策を推進するため、国、県、その他の関係機関と連携を図る。

第 7 条（基本施策）	町は、インターネット上で情報を発信する者の表現の自由に配慮しつつ施策を行う。
第 8 条（委任）	条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

（ 3 ） 施行 日

令和 9 年 1 月 1 日